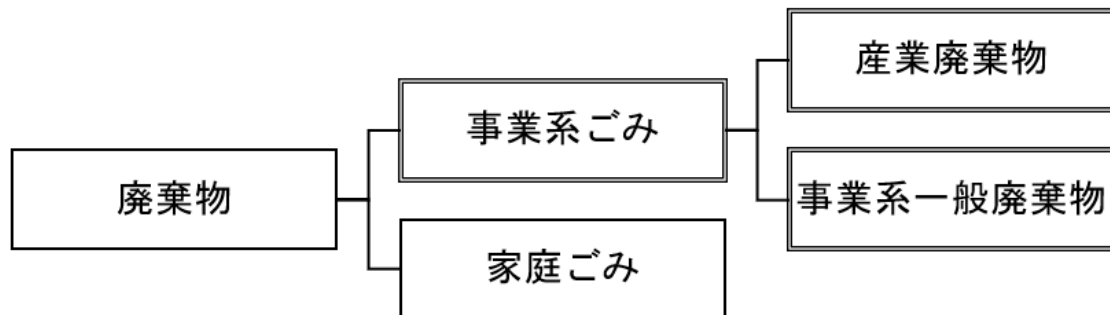


事業系ごみの出し方について

事業系ごみは家庭ごみの集積所に出すことはできません

事業系ごみとは、会社や個人事業など、事業活動に伴って発生するすべてのごみです。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、事業所から排出されるごみは、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。



事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません

事業系ごみは、事業者が責任を持って処理する責任があります。

事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。

不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第25条により、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が課せられます。

個人経営の方でも事業系ごみを集積所に出すことはできません

法人、個人を問わず事業系ごみは、指定ごみ袋に入れてもごみ集積所に出すことはできません。

住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください

住居と店舗が一体の場合でも、量や質にかかわらず、事業系ごみを家庭ごみとしてごみ集積所に出すことはできません。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生したごみのうち、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」および「廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令」で定められた品目です。

産業廃棄物が排出されない事業所はありません。事業所の規模は関係なく発生しますので、正しく分別して適正に処理をしてください。

○産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの

分類	内容	主な具体例
燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃掃出物	廃棄物焼却灰、活性炭
汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、製造業の製造工程において生じる泥状のもの	有機性汚泥（下水汚泥）、無機性汚泥（凝集沈澱汚泥、建設汚泥）
廃油	鉱物性油および動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油（機械油、グリース）、鉱物油系廃油（灯油・軽油・重油）、動植物油系廃油（魚油、なたね油、牛脂）
廃酸	すべての酸性の廃液	硫酸、塩酸、有機酸
廃アルカリ	すべてのアルカリ性の廃液	ソーダ液、金属石けん液
廃プラスチック類	合成高分子化合物	発泡スチロール、ビニール、合成繊維、タイヤ
ゴムくず	天然ゴム（合成ごみは廃プラスチック類）	チューブ、切断・裁断したゴム
金属くず	鉄鋼または非鉄金属の研磨くずおよび切削くず	スチール机、刃物、鉛管、銅線、鉄粉
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	コンクリートくずは、下記「がれき類」を除く	ガラスくず（板ガラス、破損ガラス、ガラス繊維）、コンクリートくず（下記「がれき類」該当物を除く）、陶磁器類（瓦・茶碗）
鉱さい	高炉・電気炉等からの残渣など	スラグ、不良鉱石
がれき類	工作物の新築・改築または除去によって生じたもの、これに類する不要物	コンクリートの破片、レンガの破片

特定の業種による事業活動に伴うもの

分類	特定の業種等
紙くず	建設業（新築・改築または除去によるもの）、紙・紙加工品製造業、印刷出版業、製本業
木くず	建設業（新築・改築または除去によるもの）、木材・木製品製造業（家具製造業含む）、パルプ製造業、貨物流通のために使用したパレット（全業種）
繊維くず	建設業（新築・改築または除去によるもの）、繊維工業（衣服製造業を除く）
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
動物系固形不要物	と畜場で発生した獣畜および食鳥処理場で発生した食鳥の不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るもの
動物の死体	畜産農業に係るもの
ばいじん	ばい煙発生施設・ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設・廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたもの

その他の産業廃棄物

分類	内容
政令第13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの（例：汚泥のコンクリート固化物など）
輸入された廃棄物	外国から輸入された廃棄物（船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ、入国者が携帯した生活ごみを除く）
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他被害を生じる可能性のあるもの（例：タールピッチ、PCBなど）

○産業廃棄物の処理方法

千葉県から産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託して、適正に処理してください。
産業廃棄物処理許可業者や産業廃棄物の処理については、下記までお問い合わせください。

産業廃棄物処理業許可業者のお問い合わせ

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会 電話：０４３－２３９－９９２０

産業廃棄物の処理に関するお問い合わせ

千葉県廃棄物指導課 電話：０４３－２２３－２７５７

事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って発生したごみのうち「産業廃棄物」に該当しないごみです。

市で処理できる事業系一般廃棄物は、市内の事業所で発生したものに限りです。
ただし、処理困難物など、市で処理できないものは別途適正に処分してください。

おもな事業系一般廃棄物

分類	内容
厨芥ごみ（生ごみ）	食品の売れ残り、飲食店の調理くず、従業員の食べ残し等のごみ
紙くず	写真、カーボン紙、汚れのついた紙など ※廃油等が染み込んだ紙は産業廃棄物
木くず等	木製の棚、剪定した枝木、刈り取った草、割り箸など
繊維くず	作業服、制服、古布など ※化学繊維製品や廃油を拭き取った布は産業廃棄物
その他の一般廃棄物	従業員等の個人消費による弁当や菓子の包装、靴・革製品など

○事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理方法は２つあります。

1. 鴨川市の許可を受けた収集運搬許可業者に委託する。
2. 事業者自らクリーンステーション鴨川に搬入する。（自己搬入）

1. 収集運搬許可業者に委託する

収集運搬許可業者一覧

業者名	所在地	電話番号
株式会社 東工業	鴨川市太田学 8 8 2 番地 1 3	0 4 - 7 0 9 2 - 3 0 3 0
有限会社 粕谷商店	鴨川市太田学 7 8 3 番地	0 4 - 7 0 9 3 - 2 8 3 6
株式会社 ケイティエス	鴨川市東町 5 7 0 番地	0 4 - 7 0 9 2 - 0 9 0 0
株式会社 小林商店	鴨川市池田 1 4 8 番地 1	0 4 - 7 0 9 2 - 0 7 9 2
有限会社 妻本商店	鴨川市浜荻 4 3 0 番地 1	0 4 - 7 0 9 4 - 2 6 1 0
有限会社 堀井商店	鴨川市大里 4 3 4 番地 1	0 4 - 7 0 9 2 - 3 5 0 3
株式会社 丸三起業	鴨川市打墨 8 2 7 番地 2	0 4 - 7 0 9 3 - 5 3 0 4
株式会社 三山商店	鴨川市横渚 8 2 0 番地	0 4 - 7 0 9 2 - 0 4 2 4

※許可を受けていない者が、廃棄物を収集運搬することは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁じられています。処理を委託する場合は許可業者と契約する必要があります。

※許可業者との契約に基づき、収集運搬費用や処理費用等の委託料が発生します。契約内容や委託料等は、許可業者へ直接お問い合わせください。

2. クリーンステーション鴨川に搬入する

クリーンステーション鴨川

[所在地]

鴨川市上小原 4 8 2 番地 1

[持込受付時間]

月～金曜日（祝日含む）

午前 8 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5

午後 1 : 0 0 ~ 4 : 0 0

日曜日

午前 8 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5

[問い合わせ]

鴨川清掃センター 電話：0 4 - 7 0 9 3 - 5 3 0 0